Expand - Collapse

### □ Sec01-08-1\_東京都中小企業サイバーセキュリティ対策担当業務の位置づけ

- □ 改版履歴
  - 2019年9月19日 NISC会議対応についての考察 🗾
  - 2019年8月1日 IPAとの打合せ結果を反映
  - 2019年7月25日 参考資料追加
  - 2019年7月18日 2020年以降の考察
  - 2018年1月29日 初版
- 田 目的
- ∄ 基本姿勢
- 団 位置付け
- ⊞ 相談窓口業務としての基本方針
- 田 戦術
- ⊞ 国全体の方針・施策
- 東京都としての検討の論点
- 団 IPAとの連携の可能性
- ⊞ 想定される事業・業務
- ⊞ 対策の年次計画
- □ NISC対応についての考察
  - □ 改版履歴
    - **(20190925)**
    - **(20190919)**
  - □ 意見を述べる立場
    - □ ③ ⇒非常勤専門員の職務として
      - 学識・知識・経験等に基づき、業務に補助的に従事し、行政運営を補完する
  - □ 現状認識
    - □ 相談
      - 相談は、件数、相談内容ともに、実績は評価されていない
    - □ 「中小企業向けサイバーセキュリティ対策の極意」小冊子及びPDFファイル
      - 内容、発行部数ともに評価されている
      - □ ★ TCYSSは、これにより、NISC、IPAに一定の存在感を示せているのではないか?
        - NISC, IPAのウェブページでの紹介
        - 活動状況の情報提供依頼
  - □ 国の施策の体系の中での位置づけ
    - □ サイバーセキュリティ基本法の一部を改正(2019年4月1日施行)
      - □ 基本法の3つの観点
        - ①サービス提供者の任務保証

■ ②リスクマネジメント

Expand - Collapse

- □ ③参加・連携・協働(個人・組織による平時からの対策)
  - 平時・事象発生時の各々の努力だけでない、情報共有、個人と組織間の相互連携・ 協働を新たな「公衆衛生活動」ととらえる
  - □ 国の行政機関、地方公共団体、重要インフラ事業者、サイバー関連事業者、教育研 究機関、有識者等
    - 東京都は、地方公共団体の中核的団体
- □ 1. サイバーセキュリティ協議会の創設
  - 官民の多様な主体が相互に連携して情報共有を図り、必要な対策等について協議を行うための協議会を、サイバーセキュリティ戦略本部長等が創設する。
  - □ 協議会の構成員(事務局: NISC、専門機関)
    - 国の行政機関、地方公共団体、重要インフラ事業者、サイバー関連事業者、教育研究機関、有識者等
- □ 2. サイバーセキュリティ戦略本部による連絡調整の推進
  - サイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務に、サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関する事務を追加する。

# □ サイバーセキュリティ戦略(2018年7月27日閣議決定)

■ 2020年以降の目指す姿も念頭に、我が国の基本的な立場等と今後3年間(2018年~2021年)の諸施策の目標及び実施方針を国内外に示すもの

# □ サイバーセキュリティ2019(2018年7月27日閣議決定)

- サイバーセキュリティ戦略の目指す姿と対処方針
- 年次報告(2018年度)と年次計画(2019年度)
- □ 参考資料1-2(サイバーセキュリティ戦略本部第22回会合2019.5.23)
  - □ (2) 重点的な対象とその内容
    - ・様々な対象に幅広く実施することを前提としつつ、以下の対象について、重点的に取組を実施
    - ①中小企業中小企業のトラブル対応を支援する「サイバーセキュリティお助け隊」の地域実証、「SECURITY ACTION」活用の促進、中小企業支援ネットワークによる啓発等
    - • •

# □ サイバーセキュリティ意識・行動強化プログラム

- 「サイバーセキュリティ戦略」(2018年7月閣議決定)に基づき、普及啓発について、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えつつ、産学官民の関係者が円滑かつ効果的に活動し、有機的に連携できるよう、本プログラムを策定。
- □ 「サイバーセキュリティ意識・行動強化プログラム(案)」に関する意見募集
  - 「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定)において、『産学官民の関係者が円滑かつ効果的に活動し、有機的に連携できるよう、サイバーセキュリティの普及啓発に向けた総合的な戦略及びアクションプランを策定すること』とされています。これに基づき、サイバーセキュリティ戦略本部普及啓発・人材育成専門調査会にて、「サイバーセキュリティ意識・行動強化プログラム」の策定を目指して議論を行い、この度、案をまとめました。

つきましては、本件について以下の要領で広く国民の皆様からの意見を募集いたします。

□ サイバーセキュリティ戦略本部第21回会合(2019年1月24日)決定

□ 3 今後の取組の基本的な考え方

- Expand Collapse
- ・対策に関する情報が国民一人一人や中小企業に必ずしも行き届いていない、いわば「サイバーセキュリティのラストワンマイル」の状況。
- ・「3つの視点」から取組を推進:①継続的な実施、②対象に合わせた適切なツール・コンテンツの 提供、③関係者間の連携の促進
- □ 4 具体的取組の推進
  - □ (2) 重点的な対象とその内容
    - ・様々な対象に幅広く実施することを前提としつつ、以下の対象について、重点的に取組を実施
    - ①中小企業中小企業のトラブル対応を支援する「サイバーセキュリティお助け 隊」の地域実証、「SECURITY ACTION」活用の促進、中小企業支援ネットワ ークによる啓発等
    - ②若年層無自覚なまま加害者になることを防ぐためのリテラシー向上の取組、先端的人材育成施 策の推進
    - ③地域における取組の支援産学官連携型の取組の活性化、高専学生によるボランティア活動等
- □ TCYSSに関する言及
  - □ 官民の取組状況
    - □ タイムリーな情報発信・相談窓口
      - 小規模・中小企業を対象として
  - □ 具体的取組の推進
    - □ 重点的な対象とその内容
      - □ 中小企業
        - 自治体が警察組織や中小企業支援機関、サイバーセキュリティ支援機関などと連携して設立した中小企業支援ネットワーク等において、サイバーセキュリティの啓発、情報共有、事案発生時の相互連携等に取り組むと共に、サイバーセキュリティ相談窓口を設け、電子申請や電話、窓口による相談対応を行う。(東京中小企業サイバーセキュリティ支援ネットワーク(Tcyss)等)

### □ 姿勢

- □ 国として
  - □ 連携体制の強化
    - NISCをはじめとした関係機関が連携し、各機関の役割や対象を位置付けて、ラストワンマイルに情報が 行き着くよう配慮しつつ取組を進めていくことが重要である。このため、互いに連携・補完しながら、 効果的・効率的に実施する体制づくりを目指す。
- □ 都として
  - 都は、国全体の枠組みで、地方公共団体の中心的な事業実施部隊としての役割を果たす姿勢があるか?
- □ 産業労働局として
  - 中小企業に支援策として、関係機関と連携してセキュリティ対策を強化することが重要であるとの考えを 持っているか?
- □ 経営支援課サイバーセキュリティ担当として
  - 都庁の施策が、実施体制内の姿勢・能力の差で大きく変わることはあってはならない
  - 個人的な意見・見解でなく、都、局の姿勢を踏まえて、大所高所からの判断が必要

□ 私見 Expand - Collapse

### □ 公務員倫理

- 国民目線で考え、サービス向上のため、常に創意工夫に努める
- 職務に権限を持つことは、責任と義務が発生する。また、権限を行使しないことは不作為と見なされる可能性もある。
- 本来果たすべき職務を遂行しない不作為の行為は、公務員倫理違反であり、またコンプライアンス(法令 遵守)にも違反し、訴訟のリスクを負う
- □ 国の施策の一環として実施できることは歓迎すべきことではないか
  - □ 「サイバーセキュリティ意識・行動強化プログラム」の本文、「サイバーセキュリティ2019」の参考資料にTCYSS事業が記載されたことは歓迎すべきことではないか
    - 一般的に、各府省は、事業計画の承認、予算要求をしやすくするために、国の基本方針、各種方針、計画に、固有名詞が記載されるよう努力する。
    - そういう努力もせず記載されたことは感謝すべきことではないか
- □ サイバーセキュリティ協議会は、TCYSSの全国版
  - 地方公共団体として東京都は参加したほうが?
  - TCYSSはこの枠組みの一組織体として参加すべきでは?
- □ サイバーセキュリティお助け隊の実証実験は、東京都の相談窓口の拡張版
  - 東京都の相談窓口はこの枠組みの一組織体として位置づけられるべきでは?
- □ 評価に関して
  - これらと連携した活動を行うことにより、意義ある組織として評価されるのではないか
  - □ 監査対応では、専門員の業務内容が指摘の対象になったが、
    - NISC等に評価されたのは、小冊子の発行等による有用な情報発信機能であり、その小冊子の章立て、内容原案を作成したのは職員ではなく、専門員である。
  - □ また、今後の事業計画、予算要求のためにも
    - 監査資料で提出した業務配分で示した1:4:5は、今後のあるべき姿に近いものであり、実際にそのように運用できる専門員体制を確立するとともに、その業務の成果をエビデンスによって評価できるようにしていくことが重要ではないか
- 団 【参考資料】